



本人確認のパラダイムシフト —“券面撮影方式”から“ICチップ読み取り+JPKI”へ

株式会社TRUSTDOCK 代表取締役 千葉 孝浩

千葉孝浩（ちば たかひろ）●個人と企業の顧客確認の課題解決のため、各種法規制に対応した顧客確認プラットフォームとJPKI対応のデジタルIDウォレットアプリを展開中。各省庁主催イベント等でeKYC・デジタルID分野での登壇・講演多数。

■ 本人確認がICチップ読み取り+JPKIに移行する背景

あらゆる手続きや取引がデジタル化していく日本社会において、その取引をする人が誰なのか。相手方の身元や真正性をデジタルで確認する、いわゆる「オンライン本人確認（以下、eKYC）」は、2018年の犯罪収益移転防止法（以下、犯収法）の改正を皮切りに本格的な社会実装が進み、2026年現在、銀行口座開設や携帯契約をはじめ、規制産業を中心に徐々に浸透してきている。

2018年の法改正時から、ICチップ読み取り方式や公的個人認証（以下、JPKI）方式によるeKYC手法も存在していたが、当時はiPhoneがICチップ読み取りに非対応であり、マイナンバーカードの普及も進んでいない実情から、さまざまな身分証種別に対応できる券面撮影方式のeKYCが、環境要件と経済合理性も含め、先行することとなった。

そして2020年からのコロナ禍で、日本社会のDXの遅れが露呈し、それが超高齢化社会で労働人口が減少する社会デザインの観点、経済安全保障の観点でも、今後の日本においては危険水域という認識が広がった。このことがデジタル庁の

新設やマイナンバーカードの普及促進、各種手続きや取引のデジタル化の法整備など、急ピッチでデジタルファーストな社会基盤を構築する後押しとなった。

今ではiPhoneでもICチップ読み取りが可能であり、マイナンバーカードは約1億枚交付されており、環境要件と法規制等とともに、ICチップ読み取り方式やJPKI方式が社会実装するための材料はいよいよ揃っている。

また、オンライン上の手続きや取引の増加は、各種トラブルや不正、犯罪もオンラインに移行するということを含み、金融犯罪はもちろん、匿名・流動型犯罪グループによる特殊詐欺の対策など、安心安全なデジタル社会のために、eKYCの高度化は時代からの要請でもある。先行して社会実装された券面撮影方式は、画像情報に依存するアプローチであり、AI技術の勃興も相まって、技術的に陥りがちな構造から脱するため、本質的な見直しを早期に迫られている背景もあった。

このように政府方針と環境要件、そして不正対策という3つの要因が重なり合う中で、ICチップ読み取り方式、さらにはJPKI方式が本人確認のメインストリームに躍り出ること

次の時代に、新しい風を吹き込んでいきます。



時代はいま、新しい息吹を求めて、大きく動きはじめています。

今日を生きる人々がいつも元気でいられるように、

明日を生きる人々がいつもいきいきとしていられるように。

日立グループは、人に、社会に、次の時代に新しい風を吹き込み、

豊かな暮らしとよりよい社会の実現をめざします。

HITACHI

日立の樹オンライン www.hitachinoki.net

株式会社 日立製作所 <https://www.hitachi.com/ja-jp/>

なった。

時系列でいえば、2024年6月の「国民を詐欺から守るための総合対策」を背景に法改正が行われ、通信業界では2026年4月、金融業界では2027年4月をもって、券面撮影方式は廃止され、不正への耐性の高いICチップを活用した手法が主流になる。これはデジタル・ガバメントの基盤として、マイナンバーカードを軸にデジタル社会をデザインしていく政府方針の表れであり、それらは「デジタル社会の実現に向けた重点計画」として、2025年6月に閣議決定されて、今日に至っている。

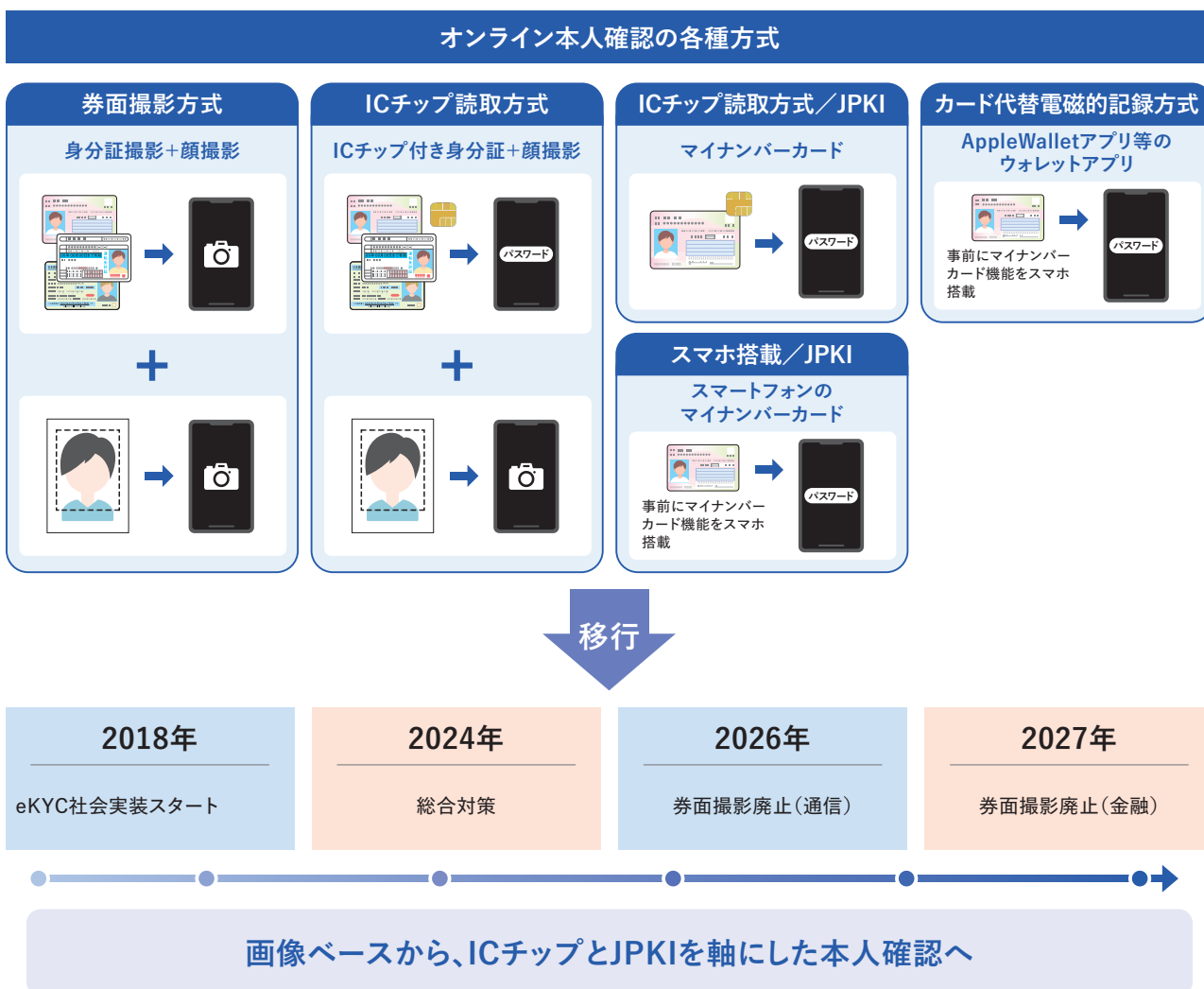
■ 法改正対応で混乱が起こる論点、呼称の変更

2027年の大規模な制度変更に先立ち、2025年6月に犯収法は一部改正しており、その主眼は、マイナンバーカードの機能をスマートフォンに搭載する「スマートフォンのマイナンバーカード」(<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/smartphone-certification>)の普及と、スマート

フォンに格納した「カード代替電磁的記録」を用いるeKYC手法「ル方式」の追加である。これにより、物理的なカードの所持を問わず、電子署名や本人特定事項の送信を実現でき、JPKI利用の環境要件を強化している。

注意点としては、犯収法施行規則第6条第1項第1号の細分をそのまま用いた「●方式」という呼称が一定程度浸透しているが、手法の削除・追加に伴い、号の細分自体が変更となる点だ。従来「ワ方式」と呼ばれていたJPKI方式は現時点で号の細分は「カ」になっており、今後もさらなる変更の可能性がある。その他の各業法でも、同様に号の細分が変更されるケースがあるため、実装検討時には再確認が必要である。開発時の文言設計では、法令上の記号を使わないことも、未来の呼称変更に対応する案の一つである。

法改正で券面撮影方式が廃止され、手法自体はシンプルになる一方、制度は社会全体のカバレッジを考慮した形に設計されているため、例えばICチップ読み取り方式に対応した身分証種別は、マイナンバーカードだけでなく運転免許証も対



応可能である。またJPKIについても、物理的なカードの読み取りに加えて、スマートフォンのマイナンバーカードを利用可能である。そのため、事業者はどれを優先的に開発すべきか、社会実装の進展を考慮した計画が求められることとなる。

普及率などの環境要件を軸に優先順位を決めるなら、まずはマイナンバーカードのICチップ読み取り方式とJPKI方式から着手するのが、政府方針と世間の足並みの両面から考えると無難な選択ではある。

■ 業務設計の自由度が高くなる

ICチップを活用した手法への対応は、これまでの顧客確認業務プロセスの見直しとして、新しいプロセスに取り組む契機でもある。口座開設や取引申請時に、本人に自己申告情報として、基本3情報（氏名・生年月日・住所）の入力を求める代わりに、マイナンバーカードのICチップから読み取った、基本3情報を自動入力するなど、これまでの新規口座開設や新規会員登録のUI/UXを抜本的に変更するデジタル化が可能である。現在でもすでにいくつかの自治体では、「書かないワンストップ窓口」として、住民が手入力せずに申請書類の作成を行う取り組みが行われている。民間においても手入力を減らす取り組みは、口座開設や会員登録時のコンバージョン率（CVR）向上に寄与するはずである。

ちなみにICチップを活用した手法はあくまでeKYCの一手法に過ぎず、例えば金融機関においては、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」など、運用側の規範の遵守が重要である。2026年1月に公表された改正案では、実効的で高度なリスク管理が求められており、引き続き、リスク・ベース・アプローチ（以下、RBA：リスクに応じて確認を強める考え方）の高度化と組み合わせ、

多次元的なリスクマップに基づく業務設計が必要である。

eKYC手法単体の業務設計については、eKYCベンダー各社が、プロダクトに内包する形で実装しているの、例えば特定事業者の「Customer Due Diligence（以下、CDD：本人確認に加え、取引目的・実態把握などを含む顧客管理）」全体の業務設計については、それを踏まえて、AML/CFT/PEPs対応（マネー・ローンダリング／テロ資金供与対策、重要公的地位者）、RBAに応じた後工程の分岐設計等、これまで通り、顧客確認全般を捉えた設計を行うことに変わりはない。

一点、ICチップを活用した手法で注意が必要な点としては、新規口座開設や新規会員登録等では、送信されてきた基本3情報はそのまま取り扱い可能だが、すでに基本3情報等取得済みの既存顧客に対してeKYCを実施する時には、既存の氏名や住所と異なる情報が送信されてきた場合、突合の有無や本人への差分の確認、更新への同意など、情報に差異が出た場合のポリシーをあらかじめ決めておくことで、システム開発時のカスタマージャーニー設計もスムーズに行える。

金融機関などにおいては、情報に差異が出た場合、これまでの情報が虚偽だと捉えるか、引越し等の更新忘れと見るか、悪意の有無を含め、複合的に判断が必要である。これもまた、RBAの材料の一つとして、捉えることもできる。

■ 社会実装の過渡期におけるシステム実装のベストプラクティス

当社をはじめ、eKYCベンダー各社は、法改正に対応したICチップ活用型の各種プロダクトを開発・提供する準備を行っており、それらのプロダクトを組み込むことで、eKYC手法の内側のプロセスの品質は担保しやすい。適材適所で活



TOSHIBA

東芝で、

世界にまだない、あたりまえ

をつくろう。

24時間きれいな水が飲める。停電を心配することなく電気が使える。時間通りに電車がくる。

そんな「あたりまえ」を、東芝はものづくりで支えてきました。東芝の先人たちが、多くの困難を乗り越えて生み出してきた技術が「今のあたりまえ」になっています。

ものづくりを超えて、私たちは、これからも挑み続けます。「世界にまだない、あたりまえ」をつくることに。

ともに、世界を前に進めよう。人と、地球の、明日のために。

「人と、地球の、明日のために。」は東芝グループ経営理念です。

用する方が、開発するシステム全体の可用性を高めるだろう。営業トークを差し引いても餅は餅屋である。

RegTech（規制対応×テクノロジー）領域は技術のみの世界ではない。すでにJPKIの仕組みと法整備のマッピングにおいては、社会実装が十分に進んでいないためにまだ表面化していない課題や抜け漏れが指摘されている。システム全体の開発プロジェクトにおいて、eKYCはCDDのオンボーディングプロセス（申込～利用開始までの導入プロセス）の一部であり、eKYCのみに工数を割くのは部分最適に陥る可能性がある。開発主体は、より本質であるCDD全体の設計開発に注力すべきであり、それは認証、eKYC、AML/CFT、その他の属性確認、アカウントリカバリー、それらをRBAの観点からどう組み合わせ、自社及び自行では何をリスクテイクして、何をリスクヘッジするべきかを判断することも重要である。これは単なる要件定義の話ではなく、経済合理性も含めた経営判断の領域といえる。

そしていつの時代も、技術の社会実装には遅効性がある。マイナンバーカードも2016年1月に交付が開始されたが、10年後の2026年現在、いよいよ花が開いている。2008年に産声を上げたブロックチェーンが夢見た世界は、16年経ってもまだ道半ばである。AIにいたっては1960年代からはじまり、第4次ブームと言われる現在、いよいよ大輪を咲かせそうである。

社会実装の過渡期は、その領域のリーディングカンパニー群に情報が集まりやすい。eKYC領域はまだ「n種類の本人確認書類」と「n種類のeKYC手法」の組み合わせ爆発の時

期である。

プロダクトライフサイクル的に枯れるまでは餅は餅屋で、eKYCベンダーのプロダクトを活用するのがベストプラクティスだと考えている。

■ 監査・コンプライアンスに免罪符はない

ICチップを活用した手法が主流になるからといって、監査的に大きく状況が変わるわけではない。勘違いしてはいけないポイントとしては、国が推奨するJPKIを用いるからといって、それが免罪符になるわけではなく、開発ベンダー任せにせず、不正トレンドの変化に合わせて、システムのさまざまな閾値調整など、CDDプロセスの見直しも含めた「運用」を行うことが重要であり、単一の施策で解決しようとするようなマインドセットを、経営陣が持たなければならない話である。

行政も含め業界問わず、デジタルファーストを是とする2026年現在、時を同じくして、IT・ソフトウェア開発は、AI駆動開発の全盛時代に突入する。これからの時代において、システムやプロダクト開発におけるPRD、いわゆる要件定義や仕様設計は、技術屋が技術的観点から判断・設計する世界ではなく、事業の設計も含めた経営判断の領域へと拡大している。

「法律×技術×業務」、三位一体の企業経営が問われる時代において、各領域を担うITベンダー各社の社会的責務はより重要性が増している。当社もeKYCのリーディングカンパニーとして、皆さんとともに、デジタル社会を支える一翼として、引き続き日々精進していきたい。

顧客管理（CDD）の役割と設計ポイント

フェーズ	役割	設計ポイント
①申込・登録	申込導線／初期登録	入力項目をどこまで減らすか（ICチップ情報の自動入力など）
②本人確認（eKYC）	本人性・真正性の確認	ICチップ読取／JPKI等、採用方式と対象書類・対応端末
③顧客管理（CDD）	取引目的・実態把握／継続モニタリング	取得項目、更新頻度、既存顧客の差分対応ポリシー
④リスク評価（RBA）	リスクに応じて確認強度を変える	分岐条件（リスク指標、閾値、エスカレーション条件）
⑤低リスク対応	簡素化・通常監視	どこまで省略できるか／通常監視の定義
⑥中～高リスク対応	追加確認・強化監視	追加確認手段、強化モニタリング、審査フロー
⑦運用（継続）	閾値調整／不正トレンド反映／監査対応	変更権限、見直しサイクル、検知→反映の手順